

東京大学大学院総合文化研究科長候補者推薦委員会規則

平成26年9月18日制定

(趣旨)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科長選考内規（以下「内規」という。）第7条第2項の規定に基づき、研究科長候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項について定める。

(任務)

第2条 委員会は、内規に定めるもののほか、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 第1次候補者の推薦に関する事。
- (2) 最終候補者の確定に関する事。
- (3) 最終候補者の所信に関する事。
- (4) 最終候補者の告示に関する事。
- (5) 選考日程の策定及び周知に関する事。

2 委員会は、内規第8条第3項に基づく第1次候補者の推薦を行う場合は、本研究科における教育及び研究の特色を総合的に考慮するものとする。

3 委員会は、内規第8条第3項に基づく第1次候補者の推薦を行うにあたっては、当該候補者にかかる同条第2項に定める書類を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の中から互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

(委員)

第5条 委員は、東京大学大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会内規第2条に定める教授会構成員のうち、専攻（広域科学専攻を除く。以下同じ。）及び系が選出する教授各2人（うち1人は教授以外とすることができる。）とする。

2 専攻及び系は、前項の規定により選出した委員が第1次候補者として推薦された場合、当該委員に代わる新たな委員を選出するものとする。

3 前項の規定は、第1項の規定により選出した委員が内規第8条第1項に基づく推薦人となった場合にこれを準用する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成26年9月18日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命される委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和2年7月 日から施行する。

東京大学大学院総合文化研究科長候補者推薦委員会規則（平成26年9月18日制定）の一部を改正する規則（案）

改正理由：本年度実施する総合文化研究科長・教養学部長の選考に際して所要の改正を行うもの

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(委員)</p> <p>第5条 委員は、東京大学大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会内規第2条に定める教授会構成員のうち、専攻（広域科学専攻を除く。以下同じ。）及び系が選出する教授各2人（うち1人は教授以外とすることができる。）とする。</p> <p>2 専攻及び系は、前項の規定により選出した委員が第1次候補者として推薦された場合、新たな委員を選出するものとする。</p> <p>3 <u>委員は、内規第8条第1項に基づく推薦人となることはできない。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(委員)</p> <p>第5条 委員は、東京大学大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会内規第2条に定める教授会構成員のうち、専攻（広域科学専攻を除く。以下同じ。）及び系が選出する教授各2人（うち1人は教授以外とすることができる。）とする。</p> <p>2 専攻及び系は、前項の規定により選出した委員が第1次候補者として推薦された場合、<u>当該委員に代わる新たな委員</u>を選出するものとする。</p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項の規定により選出した委員が内規第8条第1項に基づく推薦人となった場合にこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

附 則

この規則は、令和2年7月 日から施行する。